

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和8年5月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託－2	建設コンサルタント	大日本ダイヤコンサルタント株式会社	¥220,000,000	5月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
2	御堂筋将来ビジョン実現に向けた海外連携推進業務委託	建設コンサルタント	総合調査設計株式会社	¥64,988,000	5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
3	公民連携による御堂筋の空間マネジメント等に関する調査検討業務委託	建設コンサルタント	中央復建コンサルタンツ・オリエンタルコンサルタンツ特別共同企業体	¥186,934,000	5月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
4	御堂筋道路空間再編調査検討業務委託－3	建設コンサルタント	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	¥219,769,000	5月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
5	鳴野橋架替事業に関するCM業務委託	建設コンサルタント	八千代エンジニアリング株式会社	¥132,572,000	5月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－

随意契約理由書

1. 案件名称

此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託－2

2. 契約相手方

大日本ダイヤコンサルタント株式会社 大阪支社

3. 随意契約理由

此花大橋は、此花区舞洲と同区市街地内陸部を結ぶ、三径間連続自碇式吊橋及び四径間連続鋼床版箱桁橋等で構成された橋長 1627.05m の橋梁である。

本橋は、万博会場や周辺の整備による、工事車両の増加や万博開催に要る発生集中交通量の増加を見据え、渋滞対策として歩道部を廃し、車道 4 車線を 6 車線に変更する暫定整備を既に行っている。万博終了後における歩道部の復旧として、橋梁を拡幅し、車道 6 車線に加え両側歩道を設置する、本橋の完成形整備を行う方針である。

本業務は、過年度業務委託による現場調査、検討業務を継続するとともに、新たに課題となる橋梁全体の性能評価及び維持管理手法について調査、検討をすすめ、橋梁拡幅を踏まえた包括的な維持管理の検討・とりまとめを行うものである。

業務の遂行にあたり、本橋が自碇式モノケーブル吊橋形式という全国でも珍しい構造であり類似性がないことに加え、吊橋において供用後に桁を増設した橋梁拡幅工事は前例がない。

また、ケーブル、鋼床版等の各部材における評価を総合的に踏まえ、橋梁拡幅を前提とした橋梁全体の評価について、評価手法が確立されておらず、難易度が高い業務となっている。さらに、吊橋における技術的、人的、予算の制約を踏まえ、橋梁全体で長期的な最適管理水準を保てるような戦略的な維持管理を行うことは先進的である。

以上のことから、公募型プロポーザル方式により、幅広い知見や高度な技術力を審査し、優れた業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果、上記の業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本ダイヤコンサルタント株式会社大阪支社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局 道路河川部 橋梁課 (電話番号 06-6615-6818)

随意契約理由書

1 案件名称 御堂筋将来ビジョン実現に向けた海外連携推進業務委託

2 契約相手方 総合調査設計株式会社

3 随意契約理由

本業務は、最新の情報をリアルタイムに共有し、それらを迅速に施策として展開し実践しながら、人中心の空間の創出を進めている最先端の海外都市との会議等の場において、情報収集を行うだけでなく、双方にとって有益な技術的対話を行うことが不可欠である。そのためには、海外都市の事業や課題等を理解し、具体的に連携をしていけるような対話のテーマ設定や内容とする必要があることから、海外連携業務の経験を有し、グローバルネットワークでリアルタイムに議論している内容を分析・反映し対話の実施計画や資料作成等の提案といった高度な技術力が求められる。

以上のとおり、定型的な業務ではなく、複数の分野にまたがる調査等広域かつ高度な知識と豊かな経験などが業務の成果、今後の御堂筋の空間再編事業に直結するものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、総合調査設計株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、総合調査設計株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当 06-6615-6466

随意契約理由書

1 案件名称 公民連携による御堂筋の空間マネジメント等に関する調査検討業務委託

2 契約相手方 中央復建コンサルタンツ・オリエンタルコンサルタンツ特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務の遂行において、道路協力団体による道路利活用にあたっては、占用方法や収益確保など複雑な課題が生じており、ほこみち区域での官民連携エリアマネジメント事例が希少であることから、先進事例や法律的解釈をふまえた総合的・高度な知識が求められる。

加えて、デジタル技術を活用したアクセススペースの適正化や回遊性検証等、データ解析能力と道路分野の専門技術を融合した検討を行うことが、業務の成果に直結すると考えられる。

このため、これら業務の実施にあたっては、民間の持つ総合的・高度な知識や、データ解析能力と道路分野の専門技術を融合した検討等をもとに実現性及び実効性のある提案を求めることが重要である。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、中央復建コンサルタンツ・オリエンタルコンサルタンツ特別共同企業体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ中央復建コンサルタンツ・オリエンタルコンサルタンツ特別共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当 06-6615-6786

随意契約理由書

1 案件名称 御堂筋道路空間再編調査検討業務委託—3

2 契約相手方 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

3 随意契約理由

本業務を行うためには、御堂筋の利活用の方法や自転車空間、側道の有り無しなど、色々な機能を並べ、地域と意見交換をしながら機能の優先順位をつけ、新しい道路形態を決めて設計していく必要がある。

これは日本全国どこにもない、前例のない整備形態であり、データに基づく科学根拠や、海外事例なども踏まえた上で、ワークショップ形式でこの地域にあった整備形態の合意を図っていく必要があることから、定型的な業務ではなく、高度で総合的な技術を有する業務である。

このため、定型的な業務ではなく、総合的な技術力、高度な知識や豊富な経験、構想力などが本業務の成果に直結するものである。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社オリエンタルコンサルタンツが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社オリエンタルコンサルタンツと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当 06-6615-6786

随意契約理由書

1 案件名称 鳴野橋架替事業に関する CM 業務委託

2 契約相手方 八千代エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、JR 京橋駅の南側に位置し、一級河川寝屋川に架橋されている鳴野橋の架替事業に関する事業監理、契約管理、設計管理を行う業務委託である。

事業リスク・事業工程管理等の事業マネジメント支援、多数の関係先との協議支援、事業間調整等の複雑かつ多岐にわたる幅広い業務を行うものであり、複数の事業間で密な連携を必要とする。

本業務は、通常の業務とは異なり、価格競争により受注者の技術力低下が生じると業務目的を達成することができない業務であり、また、CMR のノウハウや技術的知見、経験等による業務プロセスが重要視されることから、標準的な業務手法が定められていない業務である。

本業務について、令和 7 年 10 月 17 日の契約事務審査会において審議を行った結果、公募型プロポーザル方式にて、受託者の選定を行うこととなった。また、学識経験者等により構成する選定委員会において意見を聴取した結果を踏まえ、八千代エンジニアリング株式会社を受託者として選定した。

上記を踏まえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局道路河川部橋梁課 (電話 : 06-6615-6821)